

『大宗地玄文本論』について

——特に『釈摩訶衍論』との関係を中心として——

中 村 正 文

馬鳴菩薩造・真諦三藏訳として伝えられている『大宗地玄文本論』（後、玄文本論と略称）は、旧訳『大乘起信論』（後、起信論と略称）の序の成立と深い関係にあるとされてきている。その『玄文本論』が経論中にはじめて引用されるのが、龍樹菩薩造、筏提摩多三藏訳出なる『釈摩訶衍論』（後、釈論と略称）中においてである。『釈論』は御承知のように『起信論』の註釈書の中でも特殊な位置を占めるものである。

『玄文本論』が『釈論』に引用されるのは本覚と無明の交渉をのべるところにおいてである。本覚と無明について『釈論』は自宗決定義と引撰決定義によって論証しようとする。

この中、『玄文本論』は自宗決定の典拠とされ、本覚と無明が唯一体にして同一相続することを明す。これに対して『起信論』は引撰決定の典拠とされ、差別相続は主に無明につい

ていわれる。いわゆる自宗決定という一無明説に対する多無明説である。『釈論』中には自宗決定・引撰決定の二義がいづれも馬鳴菩薩の思想として扱われている。ところですでに報告されているように『釈論』に引用されている『玄文本論』はどうした理由か、現行本の『玄文本論』に見い出すことはできない。更に付け加えるならば、『玄文本論』の具有する概念として『釈論』が取り挙げる同一相続という思想を窺うことも難しい。一方、そのような問題が未解決のこととして残されているにもかかわらず、『釈論』と現行の『玄文本論』には相共通する記述、内容が認められることも同時に報告されている。

本考察では前に提出されている研究を踏まえた上で、新たな問題を提起しようと思う。このことにより『玄文本論』をはじめ『釈論』の思想的背景の解明や成立事情にも別の展開を示しうると考える。

二

『玄文本論』の成立は、今日七世紀後半とされている。しかしながら、『玄文本論』が経録中におさめられるのはかなり遅く、一二八五年に編纂された『至元法宝勘同総録』においてである。これより『大明三藏聖教目錄』等に編入されることになる。さて、日本に請来された時期であるが、前に紹介した経録等の成立よりも早い時期に伝播していることを、『華嚴宗章疏并因明録』や『東域伝灯目錄』などが伝えている。

三

『玄文本論』と『釈論』との関係について考察する前に、『玄文本論』の構造について触れておくことにする。『玄文本論』は大別すると序分・正宗分・流通分にわけられる。序分は帰敬序にあたり、『玄文本論』の総論ともいべき部分でもある。正宗分には大乘の理に到達する金剛道路なるものが五種類開設されるが、いずれも五十一位の修行の階位を要することが説かれている。五種位とは、無超次第漸転位・無余究竟総持位・周徧圓滿大位・一切諸法俱非位・一切諸法俱是位である。しかしながら、『玄文本論』の内容がそれにとどまるのではないことを、本文中の「大不可思議重々不可

『宗地玄文本論』について（中村）

称量阿説本王決択分』の説相が示している。つまりここには金剛道路五種位の内容を明す三十三法はすべて因分とされ、その果分たる阿説本王が説かれている。『玄文本論』を選述するにあたって最も主張しなかったであろうと思われる内容がここに存在するように考えられる。また第三番目の流通分にはそれぞれの法門が勝れていることに對して信を發すことや釈迦と馬鳴菩薩の本願繫属の因縁等について説かれている。

四

続いて、『玄文本論』と『釈論』とに関する検討を行ないたい。

まず引用經典についてであるが、『玄文本論』中には四十二經典、『釈論』には二百数十種もの引用文獻がみられる。『玄文本論』中の引用經典は経録等には認められないものである。従ってそれらの經典がどのような思想を有しているかという点については不明瞭である。ただ少なくとも次のようなことはいえるのではなからうかと思われる。つまり諸經典は造論者の思想を構築し、尚かつ論証するという意図のもとに捏造されたものと推測することは許されることと思われる。それは『釈論』においても同様の解釈をすることができよう。『釈論』中には楞伽經・金剛三昧經・勝鬘經・不増不減經や

華嚴經・維摩經等の現存する数種類の經典が重要な思想的基調をなすものとされながら、その大部分の經論は『玄文本論』と同様に經錄中には見当らない、ところがこの兩者には非常に酷似せる名称の經典がみられることは、二論の類似性を意味するものと判断できるのではないかと思われる。

また諸研究によって思想内容の上からも共通することとして、心真如門・心生滅門・果分たる性徳円満海・五十一位の修行の階位、或いは釈迦と馬鳴の本願繫属の因縁等があげられている。

いま新たに熏習における上転・下転の思想と文殊師利との関係について述べておくことにする。

『釈論』の特徴的な思想として熏習論における上転・下転の二門の思想があげられよう。染法・淨法の二法の能熏所熏を頭わすものである。つまり諸の染法の熏習力が強ければ、諸の淨法はその力におされて本源に背いて下々に転じる。これがいわゆる下転門である。また逆に諸の淨法の力が強ければ、諸染法には力無くして原に向かつて上々に転ずる。これを上転門という。このような概念は『玄文本論』中にも二箇所窺うことができる。五種の非空住法によって五種の虚仮転法を対治して漸々に転じることを上上転去門とし、前の十種中の如く其の所応に随って順々に如々なることを下々転去門と扱っている。

また「文殊師利」との関係であるが、『釈論』中には文殊師利を対告衆や教主する經論が多くみられ、しかも論独自の思想を構築する時に用いられている様子がみられる。不二摩訶衍法、十種心識説・三十三法門建立等の典拠はその顕著な例であろう。とくに文殊師利を冠した經典（勿論偽經であるが）を六種類も引用文献とするなど、大乘仏教の中で代表的な文殊を活用することにより、『釈論』の思想的構築を計ろうとする姿勢が随所に窺われる。これは『玄文本論』にも通じていえることであろう。『玄文本論』中に引用されている四十二經典の中で対告衆等を明確にしている經典は少なく、十種を数える程度である。その中で意識的に依用しているのではないかと思われるのが文殊師利と関係を窺わせる經典であり、その部分は『玄文本論』にとって重要な箇所のように思われるのである。

五 まとめ

以上のように『玄文本論』と『釈論』には相似せる思想や内容を見ることが出来る。この二論は五五〇～六〇〇年頃に撰述されて以来、中国仏教界に大きく貢献している『起信論』と関係をもつことにより、或いは具体的に用いるという形式をとりながら、単なる註釈書にとどまるのではなく、新たな思想を建立することを意図として撰述されたのであらうと

考えられる。

しかしながら『釈論』にもいえることであるが、『玄文本論』を小野玄妙氏や木村泰賢氏等が主張されるように密教の典籍とみなすことは、かなり無理なことといえよう。両論に密教的色彩をさがすことは難しいからである。

森田龍僊氏は『玄文本論』と『釈論』について、思想的類似性を詳細に考証され、それらを踏まえられながら、『玄文本論』は『釈論』に私淑せる人によって『釈論』成立後に撰述されたものとされる。

また望月信亨博士は森田氏とは少し相異なる立場をとられる。つまり『釈論』と『玄文本論』とは、表と裏なつて馬鳴の功德を称讃するものであり、『釈論』は『玄文本論』が馬鳴菩薩の著作であることを論証するために造論されたという理解を示しておられる。しかしながら、森田氏や望月博士の見解も『釈論』や『玄文本論』に対して提出されている疑問のすべてに解決を与えるものではない。つまり『釈論』中に引用されている『玄文本論』に関する扱いを両論に互つて明らかにとらえられる説相上の相違等の問題は、充分に解消されたとは思われない。

二論に関する問題は依然として暗礁にのりあげたままであるが、現次点においてあらためて確認しうるのことは、両論は同一人物とまではいえないにしても同質の思想をもち合

せた人物による撰述と考えざるを得ないということである。しかしその中においていくらかの制限をもたせるならば、大乘仏教の思潮の中でも如来蔵や華嚴の思想に精通するものであり、若干特殊ではあるが「文殊師利」を利用することによって思想的構築を試みようとする傾向がみられることも指摘できよう。

また『玄文本論』には高麗本と明本とがみられるが、前者の方が古い形であろうとされている。③これがそのまま承認されるのであれば、まだ現段階では推測の範囲を出るものではないが、『釈論』が新羅僧珍聡によって同じく新羅僧月忠の妄造であるという伝承が早くから残されていることもあり、新羅仏教と両論との繋がりを示唆するものであらうと考える。

- 1 『釈摩訶衍論』大正32・636c①/637b
法華總目録卷第三、231b 3 『大明三藏聖教北藏目録』法華總目録卷第二・292c 4 『華嚴章疏亦因明録』大正55・1132c①/1133a
5 『東域伝灯目録』大正32・1158c 6 『大宗地玄文本論』大正32・690a 7 『釈摩訶衍論』大正32・610a 8 『大宗地玄文本論』大正32・675c①/676b、677c 9 小野玄妙『仏教年代考』143①/145
10 木村泰賢・平等通昭『仏伝文学の研究』86①/88 11 森田龍僊『釈摩訶衍論之研究』594①/600 12 望月信亨『仏教経典成立史論』647 13 望月信亨『仏教経典成立史論』645①/646
ハキードワード 随体仏、五十一位、馬鳴

(高野山大学講師)